

月報私学

2020
9
VOL.273



聖ステパノ学園はキリスト教に基づく学校です。小人数ですが、さまざまな環境、さまざまな状況に置かれた一人ひとりの子どもたちに、画一的でなく、伸びやかな発想で自分を表現できる心を育むことを目指しています。写真は2016年に完成した小学校の校舎（上段左）にあるスタンドグラス（上段右、下段左右）と、2019年に完成した木造の体育館（下段中央）です。

写真提供 学校法人 聖ステパノ学園（神奈川県中郡）

CONTENTS

● 令和元年度 私学事業団の業務報告及び決算	2
● 被扶養者の再審査と加入者証等の検認を実施します	7
● 定時決定にかかる確認通知書を送付します	8
● 年金等給付にかかる標準報酬月額の上限改定／ 様式用紙等の請求方法／お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください	9
● 令和元年度 年金積立金の運用状況	10
● 「資格取得報告書」等を提出する際の注意点／無効の加入者証等の回収と返納のお願い／ 被扶養者にかかる後期高齢者の住所届	12
● 加入者貸付の申し込み手続き・貸付金の償還	13
● ヘルスケアポイントをご利用ください	14
● 人間ドック利用費用の補助	15
● 共済定期保険後期募集のご案内／厚生施設利用補助券等是有効期間の異なる2種類になっています／ 宿泊所・保養所の年末年始の宿泊予約は10月1日からです／介護DVD等をご利用ください	16
● 私学共済ホームページをご活用ください	17
● INFORMATION	18
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	20

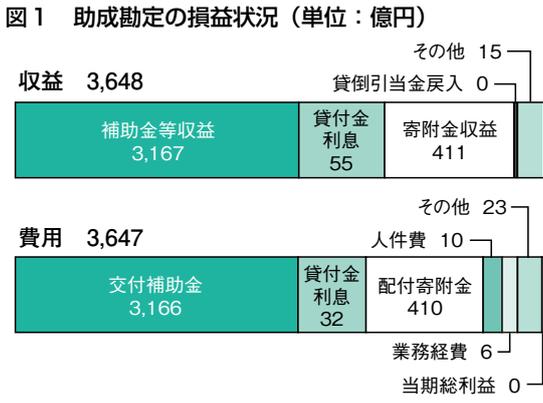
令和元年度 私学事業団の業務報告及び決算

私学事業団の助成業務と共済業務における令和元年度の業務報告及び決算の状況は次のとおりです。なお、決算は文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、私学事業団ホームページ（財務情報▼決算等の公告）に掲載します。詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

助成業務

助成業務では、補助事業、貸付事業、寄付金事業、学術研究振興基金・資金事業、経営支援・情報提供事業、助成事業の六つの事業を行っています。

令和元年度の助成勘定における損益の状況は図1のとおりです。



注) 図1～10については、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表1 学校種別の補助金交付状況

区分	学校総数	交付学校数	補助金総額	補助金の平均額	
				1校当たり	学生1人当たり
大学	607	576	298,991	519	150
短期大学	309	282	17,246	61	155
高等専門学校	3	3	391	130	201
計	919	861	316,628	368	150

注) 表1～3については、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

638法人(861校)に3166億2757万円を交付

国から私立大学等経常費補助金の交

補助事業

付を受け、これを財源として、大学等を設置している学校法人に補助金を交付しています。

令和元年度の補助事業計画額3178億3713万円に対し、3166億2757万円を638法人、861校に交付しました(表1)。

※補助事業の詳細は、本誌4月号(VOL・268、2～4頁)を参照してください。

貸付事業

78法人に485億2530万円を貸し付け

学校法人等に対して、設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金の貸し付けを行っています。

表2 貸付事業実績

区分	貸付実績	
	件数	金額
一般施設費	85	39,147
教育環境整備費	8	4,135
災害復旧費	3	199
公害対策費	1	17
特別施設費	3	5,028
合計	100	48,525

表3 受配者指定寄付金の受入れ・配付状況

区分	実績額	
前年度繰越金(A)	30,076	
受入額	一般寄付	25,366
	現物寄付	351
	計(B)	25,716
合計	(A)+(B)=(C)	55,792
配付額	一般寄付	40,597
	現物寄付	351
	計(D)	40,948
翌年度繰越金(C)-(D)	14,844	

寄付金事業

受配者指定寄付金の受入れと配付
私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付しています。

令和元年度の受入計画額220億円に対し、受入実績額は257億1605

令和元年度の貸付事業計画額625億円に対し、貸付実績額は485億2530万円でした(表2)。貸付金の財源は、国の財政融資資金291億円、厚生年金勘定からの借り入れ161億円、貸付回収金等33億2530万円となっています。

これにより、年度末の貸付金残高は5657億7622万円となりました。

万円でした。これに、前年度からの繰越額を加えた557億9205万円が学校法人に対する配付の財源となりました。これに対し、寄付金の配付実績額は409億4773万円となり、財源との差額148億4432万円を本年度に繰り越しました(表3)。

この寄付金の繰り越しは、年度末に受け入れた寄付金の配付が翌年度以降となったこと等が要因です。

若手・女性研究者奨励金

私立学校が取り組む、多様で特色ある教育・研究の次世代の担い手となる人材の育成を図るため、特色ある研究に対して研究奨励金を配付しています。その財源は、企業等社会一般から幅広く募集する寄付金により賄っています。

令和元年度は配付計画額2500万円に対し、62研究に2480万円を配付しました(表4)。

表4 若手・女性研究者奨励金の配付状況

分野	研究数	配付額
若手研究者奨励金	31	千円 12,400
女性研究者奨励金	31	12,400
合計	62	24,800

学術研究振興基金・資金事業

41研究に8110万円を交付

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、この基金の運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費等に対し交付しています。

学術研究振興基金の令和元年度の受入計画額100万円に対し、受入実績は27万円でした。昭和50年度創設の本基金の令和元年度末保有額は54億1511万円となっています。学術研究振興資金の元年度の交付計画額8000万円に対し、41研究に8110万円を交付しました(表5)。

表5 学術研究振興資金の交付状況

分野	研究数	交付額
医学	14	千円 29,100
環境科学	0	0
理学	8	20,900
工学	6	12,400
農学	3	9,900
文学	4	4,100
法学	0	0
経済学	2	1,400
家政学	0	0
体育学	0	0
教育学	4	3,300
合計	41	81,100

経営支援・情報提供事業

私立学校の教育条件及び経営に関する調査・研究、指導・助言

学校法人の依頼に応じて、「経営改善計画の作成支援」、「学生募集」及び「人件費の見直し」等の経営上の諸課題について分析資料を提供したうえで、学校法人と本事業団職員が意見交換を行い、解決策を探る面談形式の経営相談を行いました。経営相談以外にも会計処理等の質問や財務分析等の簡易な要望事項に対して電話・メール等に対応しました。

令和元年度は、「自己診断チェックリスト」について、本誌及び私学事業団ホームページに掲載することで周知を図り、研修会等でも説明しました。「経営判断指標」については、私学事業団ホームページに掲載するとともに私学スタッフセミナーにおいて説明を行い、経営判断指標に基づく経営状態の把握についてその活用方法の周知に努めました。また、健全な学校法人運営のための参考資料として、大学・短期大学・高等専門学校法人に、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(経営判断指標の集計結果)を発送しました。

私立学校の教育条件及び経営に関する情報収集・提供

学校法人の教育条件及び経営に関する情報収集を行い、学校法人及び関係

者に対し情報を提供しています。令和元年度は、全国の私立学校の財政状況を集計した「今日の私学財政」を発行しました。また、私立大学・短期大学及び私立高等学校の「入学志願動向」、私立大学・短期大学の教育情報を取りまとめた「私立大学・短期大学教育の現状」を私学事業団ホームページで公表しました。

各種セミナーの実施

大学・短期大学法人の理事長・学長等のリーダーを対象として、経営・教員面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的に「私学リーダーズセミナー」を、東京ガーデンパレス(新任理事編)及び大阪ガーデンパレス(大学・短期大学編)の2会場で開催しました。

また、大学・短期大学の若手職員を対象として、学校法人の経営や高等教育政策について理解を深め、大学職員としての資質向上を図ることを目的に「私学スタッフセミナー」を、仙台ガーデンパレス及び広島ガーデンパレスの2会場で開催しました。

大学ポータル

国公立大学の教育情報を公表・活

表6 加入者数

平成30年度末	令和元年度末	対前年度増減	
		人数	伸び率
585,806人	595,208人	9,402人	1.60%

表7 標準報酬平均月額

平成30年度末	令和元年度末	対前年度増減	
		金額	伸び率
373,584円	375,340円	1,756円	0.47%

表8 標準賞与平均年額

平成30年度末	令和元年度末	対前年度増減	
		金額	伸び率
1,295,132円	1,290,171円	△ 4,961円	△ 0.38%

注) 年度末時点の加入者にかかる当年度内に支給された標準賞与の総額を年度末時点の加入者数で除して得た数値です。

図2 短期(医療)給付事業(短期勘定)の損益状況(単位:億円)



図3 年金等給付事業(厚生年金勘定)の損益状況(単位:億円)



助成事業

私立学校福祉社会への助成金及び厚生年金勘定への繰り入れ

私立学校教職員の資質の向上のため、一般財団法人私立学校福祉社会が行う研修事業に助成金を交付し、また、私立学校教職員の福利厚生の実を図るため、年金等給付事業(既年金者年金増額費及び年金等給付整理資源)を対象として、本事業団の厚生年金勘定へ繰り入れを行っています。

共済業務

共済業務では、短期(医療)給付事業、年金等給付事業及び福祉事業(保健・医療・宿泊・貯金・貸付けの各事業)の三つの事業を行っています。

加入者数・標準報酬平均月額・標準賞与平均年額

令和元年度末の加入者数は59万52

助成事業は助成勘定の前年度利益金を財源としており、平成30年度に損失を計上したため、令和元年度は助成金の交付及び厚生年金勘定への繰り入れは実施していません。

短期(医療)給付事業

介護掛金率を4月から0・167ポイント引き上げました

加入者や被扶養者の病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などにかかる給付の他、介護保険制度にかかる介護納付金や高齢者医療制度にかかる支援金などの納付を行っています。

収益は、加入者の増加と介護分掛金を引き上げたことにより、掛金収入

08人となり、(表6)のとおり、前年度より9402人増加しました。掛金等の算定基礎となる標準報酬平均月額及び標準賞与平均年額は、それぞれ(表7)、(表8)のとおりです。

年金等給付事業

厚生年金勘定

厚生年金勘定では、厚生年金保険法に規定する加入者の老齢、障害又は死

が増加したことなどから、前年度より205億円(6.5%)増加し、3339億円になりました。費用は、給付費と介護納付金の増加などから、前年度より103億円(3.4%)増加し、3153億円になりました。損益は、前年度より102億円(120.5%)の増益となり、186億円の利益金を計上することになりました(図2)。

図4 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の損益状況（単位：億円）



亡にかかる年金又は一時金の給付、経過的な共済年金の給付の他、基礎年金拠出金、厚生年金拠出金などの納付を行っています。

収益は、加入者の増加と保険料率を引き上げたことにより、保険料収入が増加したことなどから、前年度より327億円（3・4％）増加し、1兆28億円になりました。

費用は、給付費と拠出金の増加などから、前年度より255億円（2・9％）増加し、9073億円になりました。

損益は、前年度より72億円（8・2％）の増益となり、955億円の利益金を計上することになりました。この利益

図5 保健事業（保健経理）の損益状況（単位：億円）



金は将来の年金等給付のために積み立てることになります（4頁図3）。

年度末の年金者数は53万5709人で前年度より9096人（1・7％）増加しました。

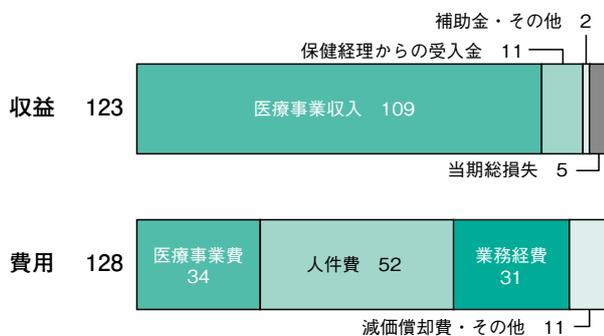
退職等年金給付勘定

退職等年金給付勘定では、加入者の退職、職務上の障害又は死亡にかかる年金又は一時金の給付などを行っています。

収益は、掛金収入の増加などから、前年度より11億円（2・2％）増加し、495億円になりました。

費用は、給付費の増加などから、前

図6 医療事業（医療経理）の損益状況（単位：億円）



年度より3億円（32・0％）増加し、11億円になりました。

損益は、前年度より8億円（1・7％）の増益となり、484億円の利益金を計上することになりました。この利益金は将来の年金等給付のために積み立てることになります（図4）。

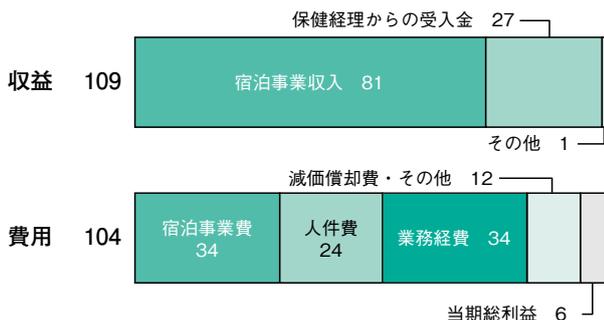
年度末の年金者数は3万2106人で前年度より9019人（39・1％）増加しました。

保健事業

人間ドック利用費用補助や特定健康診査・特定保健指導等を実施

加入者や被扶養者の健康の保持増進

図7 宿泊事業（宿泊経理）の損益状況（単位：億円）



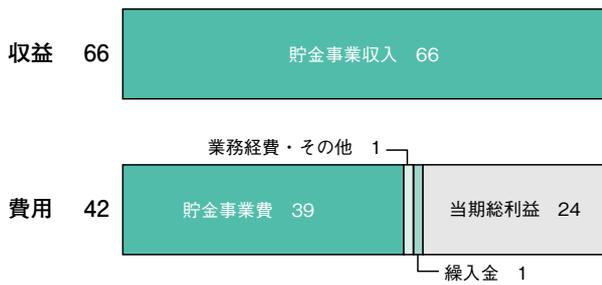
※福祉事業分の掛金収入は保健経理で受け入れ、医療経理・宿泊経理へ資金の繰り入れを行っています。

を目的に、特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、人間ドック利用費用補助、契約施設の割引事業などの保健事業を行っています。

令和元年度の保健事業費は27億円でした。そのうち主なものは人間ドック利用費用補助で、保健事業費の約49％を占めています。

また、特定健康診査等の給付費に4億円、医療経理と宿泊経理への繰入金に39億円支出しました（図5）。

図8 貯金事業（貯金経理）の損益状況（単位：億円）



医療事業

直営医療施設を運営

東京臨海病院を運営しています。収益は、医療事業収入と受入金が増加したことなどから、前年度より1億円(0.6%)増加し、123億円になりました。

費用は、医療事業費の増加などから、前年度より2億円(2.0%)増加し、128億円になりました(5頁図6)。

宿泊事業

直営宿泊施設を運営

ガーデンパレスや宿泊所・保養所を

図9 貸付事業（貸付経理）の損益状況（単位：億円）



全国16か所で運営しています。収益は、宿泊事業収入の減少などから、前年度より7億円(5.9%)減少し、109億円になりました。

費用は、宿泊事業費の減少などから、前年度より2億円(2.3%)減少し、104億円になりました。

損益は、前年度より4億円(43.4%)の減益となったものの、6億円の利益金を計上することになりました(5頁図7)。

貯金事業

積立貯金残高は1兆1972億円

積立貯金、積立共済年金及び共済定

図10 その他事務費等（共済業務勘定）の損益状況（単位：億円）



期保険の事業を行っています。収益は、金利低下により信託収益が減少したことなどから、前年度より6億円(8.3%)減少し、66億円になりました。

費用は、支払利息が増加したことなどから、前年度より1億円(1.3%)増加し、42億円になりました(図8)。

なお、積立貯金の年度末の加入者数は19万8230人、貯金残高は1兆1972億円となっています。また、積立共済年金の加入者数は3万3833人、共済定期保険の加入者数は5万6826人となりました。

貸付事業

貸付残高は272億円

加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける事業を行っています。

収益は、令和元年11月からの貸付利率の引き下げにより、利息収入が減少したことなどから、前年度より2億円(24.5%)減少し、7億円になりました。

費用は、借入金利息の減少などから、貸付事業費が前年度より2600万円(11.2%)減少し、5億円になりました(図9)。

なお、元年度の加入者貸付の決定件数は前年度より65件(1.8%)増加し、3653件となり、決定金額も1億円(2.0%)増加し、66億円になりました。また、年度末の貸付残高は前年度末より28億円(9.2%)減少し、272億円になりました。

その他事務費等

国庫補助金は3億2600万円

短期(医療)給付事業と年金等給付事業の事務に要する費用を賄っています。収益は74億円となり、そのうち国庫補助金として3億2600万円が補助されました。

短期給付や年金等給付の決定、加入者の資格取得、標準報酬月額改定、掛金等額の調定などの事務に要する費用は74億円になりました(図10)。

被扶養者の再審査と 加入者証等の検認を実施します

業務部 資格課

私学事業団では、加入者との生計維持関係を確認するため、被扶養者の再審査と加入者証等の検認を行っています。
令和2年度は、東日本ブロックの学校法人等を対象に被扶養者の再審査と加入者証等の検認を実施します。西日本ブロックの学校法人等は加入者証等の検認のみ実施します。

東日本ブロック

県コード01(北海道)～15(新潟)

再審査と検認を実施します

●実施日程

通知文・回答書等の発送

9月11日(金)～15日(火)

回答書・検認結果報告書の提出締め切り

11月13日(金) 必着

再審査結果通知の発送

3年2月5日(金)

●再審査の対象となる被扶養者

元年12月31日以前に認定されている被扶養者(2年12月1日までに75歳を迎える被扶養者及び75歳を迎える加入者の被扶養者は除きます)のうち、次の①②のいずれかに該当する被扶養者

- ①平成14年4月1日以前生まれの被扶養者
- ②同居が認定の要件になっている被扶養者

表 被扶養者の収入要件・同居要件

	対象となる被扶養者	認定要件	確認書類
収入要件	60歳未満 又は60歳以上で年金を受給していない	◎年収130万円未満 (月額108,334円未満)	所得証明書 収入見込証明書等
	60歳未満で障害を事由とした年金を受給又は60歳以上で年金を受給	◎年収180万円未満 (月額15万円未満)	所得証明書 年金改定通知書等
同居要件	3親等の血族 (ひ孫、おじ・おば、甥・姪等) 姻族 (配偶者の父母や兄弟、子の配偶者等)	◎同居 →別居した時点で 被扶養者を取り消し	住民票等

注) 上記の要件を満たさなくなったとき以外でも、就職して社会保険に本人として加入したときや、結婚、離婚、離縁など親族関係が変更になったときは、被扶養者の認定を取り消すことになります。

●再審査で確認する内容

収入及び同居の要件等に該当していることを確認します(表参照)。
収入要件や同居要件以外でも、社会保険に本人として加入したときや、結婚、離縁など親族関係が変更になったときは、被扶養者の要件を満たさませんので、併せて確認してください。

●再審査回答書の提出方法

再審査回答書を加入者に配付し、加入者が対象被扶養者の現況を確認して回答書に記入・押印したものを学校法人等が取りまとめて、本事業団へ提出してください。

また、学校法人等は、回答書の回収結果を結果報告書に記入し、回答書とともに本事業団へ提出してください。

なお、回答書を提出する際に、表に記載した確認書類を添付する必要はありませんが、本事業団が必要と認められた場合、確認書類を追加で提出していたことがありますが、要件の確認は確実にお願います。

回答書の提出がない場合は被扶養者としての認定を継続することができないため、本事業団において被扶養者の認定を取り消します。回答書の回収漏れや提出忘れのないよう注意してください。

●被扶養者の要件を欠いたとき

被扶養者としての要件を欠いていることが分かったときは、回答書にその旨を記入するとともに、必ず「被扶養者取消申請書」も提出してください。

●加入者証等の検認

再審査の対象とならない被扶養者や加入者は、加入者証等の検認を行ってください。本事業団から送付する再審査・検認該当者一覧の記載内容を学校法人等が確認するか、送付する検認表を加入者に配付し、内容を確認したのち、再審査の結果と併せて結果報告書に記載し本事業団に提出してください。

なお、検認表を提出する必要はありません。
記載内容に訂正等がある場合は、「加入者異動報告書」又は「被扶養者異動報告書」等により手続きが必要です。

※私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼資格関係▼被扶養者再審査Q&A」にQ&Aを掲載していますので、参考になしてください。

西日本ブロック

県コード16(富山)～47(沖縄)

検認を実施します

●実施日程

通知文・検認表等の発送

9月15日(火)～17日(木)

結果報告書の提出締め切り

11月13日(金) 必着

検認の方法については、前記の東日本ブロック「加入者証等の検認」を参照してください。

定時決定にかかる確認通知書を送付します

9月5日～7日発送

業務部 資格課

「標準報酬基礎届書DL」（電子媒体によるものも含みます）により決定した定時決定にかかる標準報酬月額について、「確認通知書（2）」を送付します。学校法人等用と加入者用の2種類ありますので、加入者用は、必ず加入者にお渡しください。

●「確認通知書（2）」の異動内容 定時決定

- ・「標準報酬基礎届書DL」の報告に基づき、4月、5月及び6月の報酬の平均額で標準報酬月額を決定
- ・ただし、4月、5月及び6月の3か月とも無給又は休職給が支払われている、もしくは支払基礎日数が17日未満（短時間労働加入者は11日未満）であった加入者については、現在確認されている標準報酬月額と同額で決定
- ・令和2年4月又は5月を急減月として特例改定を届け出した人については、「標準報酬基礎届書DL」に記載の金額で決定
- ・ただし、4月、5月及び6月の3か月とも無給や、休業手当等の支払い等により0円で報告をしている場合は、特例改定前に確認されている標準報酬月額と同額で決定

定時決定（年平均額）

- ・「標準報酬基礎届書DL」及び「年平均額にかかる申立書・同意書DL」に基づき、年平均額で標準報酬月額を決定

定時決定不要者

- ・2年6月1日から8月31日までに資格取得（所属学校変更は除きます）した加入者については、資格取得時の報酬額で標準報酬月額を決定
 - ・2年7月又は8月に標準報酬月額を改定した加入者については、改定後の報酬月額で標準報酬月額を決定
- ## 定時決定（保険者決定）
- ・「標準報酬基礎届書」が未提出又は記入漏れなどにより、やむを得ず私学事業団が現に確認している直近の標準報酬月額で決定

●決定した標準報酬月額の訂正

送付された「確認通知書（2）」の内容に誤りがある場合は「報酬月額訂正申出書DL」を、保険者決定の場合は「標準報酬基礎届書DL」を至急提出してください。

●決定した標準報酬月額の有効期間

今回決定した標準報酬月額は、大幅

な報酬の増減がない限り2年9月から3年8月まで適用し、毎月の掛金等や給付金等の算定基礎となります。

●後期高齢者医療制度に該当する人

75歳以上（70歳以上で障害認定された人も含みます）の後期高齢者医療制度に該当する人も、「確認通知書（2）」に年金等給付の停止額の計算基礎となる等級と標準報酬月額を表示していますが、掛金の徴収はありません。

●「資格喪失報告書DL」の提出

すでに退職している加入者の氏名が、確認通知書に記載されている場合は、「資格喪失報告書DL」を提出しているか確認し、未提出の場合は至急提出してください。退職日等が1年以上上廻る場合は、業務部資格課までお問い合わせください。

●学校法人等用の異動内容欄に「***」印のある人

「標準報酬基礎届書DL」で届け出た報酬（平均額）が、現に確認されている標準報酬月額に比べて2等級以上の差がある加入者については、学校法人等用の異動内容欄に「***」印が表示されます。この表示のある人が次の①②に該当する場合は、標準報酬月額の改定を届け出る必要がありますので、「標準報酬月額改定届書DL」を至急提出してください。

※2等級以上の差があっても、非固定的給与（残業手当、宿日直手当等）の増減による変動だけで、固定的給与（基本給、扶養手当、通勤手当等）が変動しないときは、標準報酬月額の改定には該当しません（詳細は「令和2年版事務の手引」76頁参照）。

①昇給等による固定的給与の変動

〔事例〕4月に昇給して固定的給与が変動し、4月、5月及び6月の報酬の平均額が、現に確認されている標準報酬月額に比べ2等級以上増額になった場合

〔届け出方法〕算定基礎月を4月、5月及び6月とし、7月改定として届け出てください。

なお、基本給が変動せず、扶養手当や通勤手当だけが変動した場合も、固定的給与の変動にあたりません。

②遡ってベース改定を実施

〔事例〕4月に遡ったベース改定を5月に実施し差額を支給した場合

〔届け出方法〕差額支給した月（新ベースで報酬を支給した月）が変動月（算定基礎月の初月）となりますので、算定基礎月を5月、6月及び7月とし、差額支給額を除いた額（改定後の報酬額）を記入して届け出てください。8月改定となります。

●7月以降に、ベース改定（差額支給）を実施したとき

変動月が7月以降になるときは、

「標準報酬基礎届書DL」の訂正は必要ありません。

変動月から3か月の報酬の平均額が、定時決定（ベース改定前の額で決定）で確認された標準報酬月額と比べて2等級以上の増減がある場合は、「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

●**新型コロナウイルス感染症の影響で加入者を休業させたことにより休業手当を含めて定時決定又は随時改定（特例改定を含む）をしたとき**

次の①②にすべて当てはまる加入者は、一時帰休等が解消し、通常の報酬が支払われるようになった場合、固定の給与が変動したとみなします。

①2年7月1日時点で学校法人等の命による休業等が解消しておらず、学校法人が休業手当等を支払っていた場合

②休業手当等を含めて定時決定又は随時改定（特例改定を含みます）をした場合

したがって、通常の報酬が支払われた月から3か月の報酬の平均額が定時決定等で確認された等級と比べて2等級以上の差がある場合は、「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。
※通常の報酬が支払われた月とは、実際の報酬の支払い基礎日数が17日以上（短時間労働加入者においては11日以上）となった月をいいます。

年金等給付にかかる標準報酬月額の上限改定

業務部 資格課

本誌8月号でお知らせしましたが、令和2年9月1日より、年金等給付にかかる標準報酬月額の上限額が引き上げられました。

これにより、2年9月以降、現在の最高等級である第31級・62万円の上さらに1等級加わり、最高等級は、「第32級・65万円」となりました。

報酬月額が63万5000円以上の人は、今回送付する確認通知書から年金等給付にかかる標準報酬月額が第32級・65万円と表示されていますので、確認してください。

なお、短期給付等事務にかかる標準報酬月額の最高等級（第47級・139万円）に変更はありません。

図 標準報酬月額表の上限改定

【改定前】

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第31級	620,000円	605,000円以上



【改定後】

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
第32級	650,000円	635,000円以上

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

●**ホームページからのダウンロード**

私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）では、内容（分類）別、用紙名（あいいうえお順）の2通りの方法で検索できます。また、一部のダウンロードできない用紙は、FAX請求用フォームの利用や電話でのお問い合わせ先を案内しています。

●**用紙請求専用FAXでの請求**

FAX請求用フォームを利用するか、任意の用紙に①学校名 ②学校記号番号 ③郵便番号・送付先住所 ④連絡先電話番号 ⑤担当者名 ⑥用紙名（様式番号不要）⑦必要枚数を明記し、送信してください。

なお、様式用紙等は、必要の都度、使用する枚数のみ請求してください。

請求先	様式用紙等の請求専用FAX	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	092(713)3581
広報相談センター相談班	03(3813)1081	

お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください

ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）
9:00～17:15

共済業務課（直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

※電話番号をお間違えないようお願いします。

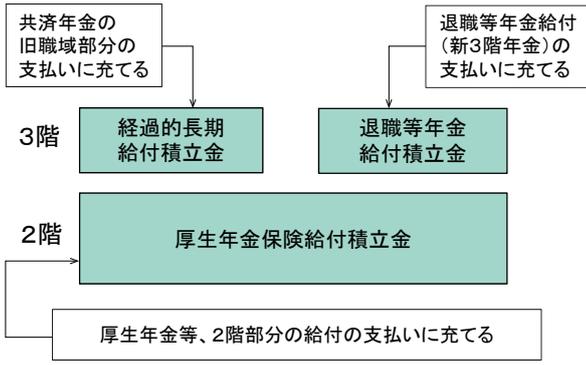
令和元年度 年金積立金の運用状況

資産運用部

年金積立金の区分

被用者年金制度が一元化された平成27年10月以降、年金積立金は、図のとおり、厚生年金等2階部分の給付の支払いに充てるための厚生年金保険給付積立金、共済年金の旧職域部分相当給付の支払いに充てるための経過的長期給付積立金、退職等年金給付（新3階年金）の支払いに充てるための退職等年金給付積立金に区分し、それぞれの区分に応じて運用しています。

図 年金積立金のイメージ



管理運用の方法

年金積立金は、それぞれの積立金ごとに適切に管理運用を行うため、基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」を定めており、その方針に沿った管理運用を行っています。

管理運用の目的

加入者（被保険者）の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に管理運用を行うことを目的としています。

運用の目標

● 厚生年金保険給付積立金

厚生年金給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に実質的運用利回り（運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）を最低限のリスクで確保することを目標としています。

● 経過的長期給付積立金

旧職域年金給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することによ

り、旧職域年金の確実な給付と厚生年金の保険料の軽減に寄与することを目標としています。

● 退職等年金給付積立金

退職等年金給付の制度上設定される基準利率以上の運用利回りを確保することを目標としています。

分散投資

厚生年金保険給付積立金及び経過的長期給付積立金については、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資することを基本としています。

基本ポートフォリオの策定

運用の目標を達成するため、積立金ごとに「基本ポートフォリオ」を中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するように努めています。

資産運用検討委員会

資産運用検討委員会は、私学関係者と資産運用関係の有識者で構成され、年金積立金の運用に関する管理運用の方針の策定及び変更、基本ポートフォリオの検証、管理運用状況の評価及び公表に関して意見を聞くために、定期的に開催しています。

市場環境

株式市場は、米中通商交渉の進展期待や英国のEU離脱をめぐる不透明感の後退で夏から年末にかけて上昇しましたが、2年1～3月にかけて新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け大幅な下落となりました。年度末に一時、市場は戻り基調となりましたが、前年度末の水準は回復できず通期では下落して終わりました。

債券市場（長期金利）は、米中貿易

主要指標（令和元年度の動向）

指 標	平成30年度末	令和元年9月末	令和元年度末	前年度末対比	傾向	
株式	日経平均	21,205.81円	21,755.84円	18,917.01円	△ 2,288.80円	低下
	NYダウ	25,928.68 ^{ドル}	26,916.83 ^{ドル}	21,917.16 ^{ドル}	△ 4,011.52 ^{ドル}	低下
金利	日本国債10年	△0.08%	△0.21%	0.02%	0.10%	上昇
	米国債10年	2.41%	1.66%	0.67%	△1.74%	低下
為替	ドル/円	110.86円	108.08円	107.54円	△3.32円	円高
	ユーロ/円	124.35円	117.80円	118.64円	△5.71円	円高

表1 厚生年金保険給付積立金の運用状況

区分	基本ポートフォリオ		簿価 (億円)	時価 (億円)	評価損益 (億円)	時価構成 割合	乖離幅	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅						
国内債券	35%	±10%	6,554	6,788	234	30.5%	△4.5%	△0.20%
国内株式	25%	±9%	4,925	5,062	137	22.8%	△2.2%	△7.56%
外国債券	15%	±4%	3,699	3,669	△30	16.5%	1.5%	0.05%
外国株式	25%	±8%	4,154	4,803	650	21.6%	△3.4%	△11.14%
短期資産	—	—	1,924	1,924	0	8.6%	8.6%	0.00%
合計	100%	—	21,255	22,246	991	100.0%	—	△4.69%

注) 国内債券には、貸付金を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注) 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。

摩擦激化に伴う景気減速懸念を受けて、国内金利・米国金利ともに夏にかけて大きく低下しました。1～3月にかけては、国内金利は新型コロナウイルス感染症拡大により現金化の動きが強まり上昇しましたが、米国金利はさらに低下しました。
為替(ドル/円)は、1～3月の新

表2 経過的長期給付積立金の運用状況

区分	基本ポートフォリオ		簿価 (億円)	時価 (億円)	評価損益 (億円)	時価構成 割合	乖離幅	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅						
国内債券	35%	±13%	11,414 (3,659)	11,824 (3,855)	410 (195)	58.0% (35.9%)	— (0.9%)	△0.33% (△0.25%)
国内株式	25%	±5%	2,596 (2,596)	2,734 (2,734)	138 (138)	13.4% (25.4%)	— (0.4%)	△7.66% (△7.66%)
外国債券	15%	±3%	1,791 (1,791)	1,801 (1,801)	10 (10)	8.8% (16.8%)	— (1.8%)	0.96% (0.96%)
外国株式	25%	±5%	2,041 (2,041)	2,359 (2,359)	318 (318)	11.6% (21.9%)	— (△3.1%)	△9.15% (△9.15%)
短期資産	—	—	1,663 (0)	1,663 (0)	0 (0)	8.2% (0.0%)	— —	0.02% —
合計	100%	—	19,506 (10,088)	20,381 (10,749)	875 (661)	100.0% (100.0%)	— —	△2.59% (△4.31%)

注) 国内債券には、貸付金等を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注) 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。
注) 上段は剰余部分を含む積立金全体を表し、() については、基本ポートフォリオの対象である負債対応部分を表しています。

型コロナウイルス感染症拡大を受け乱高下し、円高基調で終えました。
厚生年金保険給付積立金(以下「厚
運用状況
厚生年金保険給付積立金

経過的長期給付積立金

経過的長期給付積立金(以下「職域の積立金」といいます)の年度末残高(時価)は、2兆381億円となり、元年度の運用利回りは、マイナス2.59%でした(表2)。

職域の積立金についても、厚年の積立金と傾向は同じで、主として国内株式、外国株式が不調であったことがマインナス利回りに影響しました。

●積立金の負債対応部分と剰余部分

職域の積立金には、共済年金の旧職域部分の支払いに必要な額(負債対応部分)を超える額(剰余部分)が存在します。この剰余部分は、基本ポートフォリオの対象とせず、その全額を安全資産で運用することとしています。

なお、この仕分けにより剰余部分があることを条件に厚生年金の保険料の軽減が実施できることとされています。

退職等年金給付積立金

退職等年金給付積立金の年度末残高(簿価)は、2062億円となり、元年度の運用利回りは、1.30%でした(表3)。

退職等年金給付制度の基準利率は、元年10月から2年9月まで0.06%に設定しており、基準利率を上回る運用利回りが確保できている結果となっています。

表3 退職等年金給付積立金の運用状況

区分	基本ポートフォリオ		簿価 (億円)	簿価構成 割合	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅			
国内債券	100%	-10%	1,974	95.7%	1.32%
国内株式	0%	+10%	0	0.0%	0.00%
短期資産	—	—	88	4.3%	0.02%
合計	100%	—	2,062	100.0%	1.30%

注) 国内債券には、貸付金等を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注) 運用利回りは、実現収益率です。
注) 国内債券の乖離幅は、短期資産との合算で管理しています。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼年金資産の運用▼令和元年度業務概況書をご覧ください。

「資格取得報告書」等を提出する際の注意点

業務部 資格課

図 資格取得報告書の「事務連絡先電話番号」欄

資格取得報告書
下記のとおり報告します。
令和 年 月 日
日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等 郵便番号 [-]
学校所在地
学法人等 校名
代表者名
事務連絡先電話番号 (必ず記入してください)
市外局番 局番 番 号

代表者印欄
印
担当者氏名

様式第一号第一條関係

□ 21010 学校記号番号
□ 21020 校コード 字種 学校番号
□ 21030

学校名

該当する番号を○で囲んでください。
1. 新規資格取得 2. 継続資格取得 3. 再資格取得 (継続資格取得・再資格取得の場合、最終前任校の番号を必ず記入してください)

個人番号	加入者氏名 (氏と名の間に△を入れて下さい)		生年月日			性別	※事業団記入欄							
	フリガナ	漢字	年	月	日		内免	補及	年齢	体枚	付番	既給	給	
18			3	昭		1	男	122	123	124	125	126	127	128
4			平			2	女							

事務連絡先電話番号を必ず記入してください

私学事業団では「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」が提出されると、記載された学校記号番号が正しいかどうかをチェックしてから加入者情報を登録します。その際に使用するのが「事務連絡先電話番号」です(図緑枠部分参照)。

所定のマス内には、本事業団に届け出ている電話番号の下4桁を記入してください。記入漏れや登録していない番号の記入などがあると確認に時間がかかり、処理の遅れにつながります。

なお、本事業団に登録している電話番号を変更するときには「学校法人等異動報告書DL」を提出してください。

また、学校記号番号等の記入漏れや記入誤りにも注意してください。

電子媒体での報告も可能です

「資格取得報告書DL」は電子媒体でも報告できます。媒体を作成する際に登録した加入者情報は、「標準報酬基礎届届DL」や「標準報酬月額改定届届DL」、「賞与等支給報告書DL」の媒体を作成

する際にも利用できるため、大変便利です。詳しくは、私学共済ホームページ(事務担当者用ページ)▼資格関係▼電子媒体での申請」を確認のうえ、「電子媒体作成機能」をダウンロードしてご利用ください。

添付書類は不要です

「資格取得報告書DL」は用紙・電子媒体いずれで提出する際も添付書類は不要です。

20歳以上の人は、基礎年金番号を記入してください

令和元年5月以降、基礎年金番号の確認できる書類の写しの添付は不要ですが、基礎年金番号の記入をお願いします。記入する際には誤りのないよう年金手帳や基礎年金番号通知書等で確認してください。

原則、基礎年金番号が未記入であると資格取得の処理ができません。20歳前

で資格取得する人や、日本で初めて住民登録をした外国籍の人以外は基礎年金番号が付番されていますので、本人に確認のうえ、記入漏れのないよう

にお願いします。

なお、基礎年金番号が不明な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証等を必ず返納してください。任意継続加入者となるときも、任意継続加入者用の加入者・加入者被扶養者証等を新たに交付するため、在職中の加入者証等を回収のうえ返納してください。

返納された加入者証等は、機械で読み取り処理をするため、切断したり、書類に貼り付けたりせず、そのまま封筒に入れて送付してください。

被扶養者にかかる後期高齢者の住所届

業務部 資格課

被扶養者が75歳の誕生日を迎えると私学共済の被扶養者ではなくなり、後期高齢者として、本人が広域連合に保険料を納付することになります。この保険料の負担を軽減するため、私学事業団から広域連合に被扶養者情報を提供しています。原則として、加入者と同じの住所を提供しますので、被扶養者が75歳の誕生日を迎える時点で加入者と住所が異なる場合は、「後期高齢者医療制度住所届DL」を忘れずに提出してください。

加入者貸付の申し込み手続き・貸付金の償還

福祉部 貸付課

加入者貸付の申し込み

●申し込み資格

- ・加入者期間が引き続き1年以上ある加入者
- ・住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

※「加入者期間が引き続き」とは

資格取得日の属する月から貸付けの申し込み日の属する月まで、加入者としての資格に1日の空白もない状態をいいます。

●加入者期間1年目の申し込み（住宅貸付を除く）

令和元年10月1日資格取得者の貸付けは、2年10月2日送金分から可能です。この場合、「貸付申込書」等は2年9月15日（火）【必着】までに提出してください。

●申し込み時の注意事項

- ・貸付けの申し込みは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- ・申し込み資格等を満たしていれば、貸付金の送金日から退職までの償還回数（期間）が短くても申し込みができます。
- ・貸付け申し込みの際は、償還が確実にできることを学校法人等で必ず確認のうえ、提出してください。退職

手当等の支給予定がない加入者や、退職手当等の支給額が著しく少ない加入者、複数の借り入れ（金融機関等の借入等を含みます）がある加入者からの申し込みの際には、特に留意してください。

●書類作成時の注意事項

- ・貸付申込書類への記入は、学校法人等の証明欄を除き、借受人となる加入者本人が必ず自筆で記入してください。代筆やパソコンなどの印字等による記載は認められません。
- ・消せるボールペンは、温度によって無色になったり、消した筆跡が戻ったりするため使用できません。
- ・修正液・修正テープ等による訂正はできません。訂正する場合は、訂正箇所を線で抹消した後、加入者の申込印と同じ印鑑を押ししてください（伝票訂正用の小さい印鑑やスタンプ印は使用できません）。

- ・押印する印鑑は、すべて同一の印鑑を使用してください。ネーム印（スタンプ印）は使用できません。
- ・毎月16日から月末までに申し込みをした場合で、翌月22日送金を希望する人は、「貸付申込書」の貸付送金日欄の「22日」を必ず○印で囲んでください。○印がないと、月末ま

でに到着していても翌々月の2日送金となります。

- ・教育貸付を申し込みの際は、「貸付申込書」の申込事由欄に学費の対象年度等具体的に記入してください。

〔例〕子の修学資金（令和2年度後期分学費・6か月分交通費）

貸付金の償還

●借受人が在職中に任意償還する場合

借受人が任意償還の申出書を提出した場合、学校法人等へ任意償還用の払込通知票を送付します。学校法人等は借受人から償還額を預かり、私学事業団へ払い込んでください。

●借受人が退職し、加入者資格を喪失した場合

借受人が退職し、資格喪失した場合、即時償還となり、未償還金全額を償還しなければなりません。退職手当等から未償還金を控除し（退職手当等が不足する場合は不足分を加入者から預かり）、学校法人等が本事業団へ払い込んでください。

※退職手当等から控除を行わず債務不履行になった場合は、学校法人等に対し貸付けの制限をすることもありますので、注意してください。私学共済ホームページ「福祉事業」加入者貸付 加入者貸付の制限となる主な事項」に事例等を掲載しています。

●資格喪失確認後の即時償還の流れ

資格喪失を確認すると、自動的に即

時償還の扱いとなり、学校法人等へ即時償還通知を送付します。

①償還期限日（払込期限）

即時償還通知書の交付日から60日後が償還期限日となります。

②即時償還の額

最終定期償還後の元金残額と払込日までの経過利息の合計額です。

払込日が異なる複数枚の払込通知票を送付しますので、払込日に応じた一枚を使用して払い込んでください。

③最終の定期償還

原則、退職した月の翌月の定期償還が最終となります。

※口座振替による定期償還を届け出ている学校法人等も、即時償還・任意償還は口座振替ができませんので、払込通知票で払い込んでください。

●借受人に退職手当等が支給されるが、加入者資格を喪失しない場合

住宅貸付の借受人に退職手当等が支給される場合、その支給額を即時償還に充てなければなりません。

詳しくは、「令和2年版 事務の手引」955頁を参照してください。

住宅貸付以外の貸付けは、退職手当等が支給されても加入者資格が喪失しない限り即時償還とはなりません。将来資格喪失したときには未償還金を一括で償還しなければなりません。将来の負担を軽減させるためにも、退職手当等が支給された際に任意償還することを検討してください。

ヘルスケアポイントをご利用ください

福祉部 保健課

ヘルスケアポイントは、日々の体重等の記録など、加入者等が健康づくりをしなから、ポイントが貯めることができる制度です。ぜひ対象となる加入者への周知をお願いします。

対象者

令和2年5月末現在で、短期給付の適用を受ける30歳（今年度中に30歳になる人を含みます）～74歳の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）が対象です。

ただし、40歳（今年度中に40歳になる人を含みます）以上の人は、2年4月1日に加入者等である人に限りません。

ポイント付与対象

- ・日々の体重等の記録
- ・特定健康診査の受診
- ・特定保健指導の利用及び終了
- ・共済業務課主催のポイント付与対象イベントへの参加等

利用方法

加入者等が、パソコンやスマートフォンから「QUPiO Plus」Web版にアクセスし、図のとおり私学事業団専用画面からログインして、利用登録を行います。

本事業団専用画面に、後述する「認証コード」を入力してログインし、別途個別のログインIDとパスワードを設定することにより利用登録が完了します。

登録に関する問い合わせ先
QUPiO Plusサポート窓口
0120(818)448

認証コード

- ①2年度に40～74歳になる加入者等
特定健康診査の受診後に本事業団から送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載されている認証コードでログインしてください。

※すでに特定健康診査を受診している人は、2年度に送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載されている認証コードを使用して

図 利用登録の方法

- 1 「QUPiO Plus」Web版にアクセスする
(<https://www.qupioplus.jp/user>)
- 2 「新規登録会員の方はこちら」をクリックする
- 3 初回認証用の認証コード及びログインID（メールアドレス）を入力し「仮登録メールを送信」をクリックする



40～74歳



30～39歳

初回認証用の認証コードは、40～74歳の人は健康情報冊子「QUPiO Plus」で、30～39歳の人は7月下旬に送付した通知文でご確認ください。

- ②2年度に30～39歳になる加入者等
7月下旬に学校法人等宛て（任意継続加入者には届け出住所）に認証コードを通知しています。
- ③3年度以降に30歳になる加入者等
30歳になる年度の6・7月に学校法人等を通して認証コードを通知しています。

商品交換の方法・ポイントの有効期限

2000ポイント以上で、健康グッズなどの商品と交換できます。貯まったポイントはご自身で「QUPiO Plus」Web版から商品を選び、発送住所等を入力し、交換手続きを行ってください。有効期限はポイント獲得日の2年経過後の年度末です。

詳細は、私学共済ホームページ（福祉事業▼ヘルスケアポイント）をご覧ください。

人間ドック利用費用の補助

福祉部 保健課

自己負担により人間ドックを利用した場合、対象者に2年度に1回の補助金を支給します。

●対象者

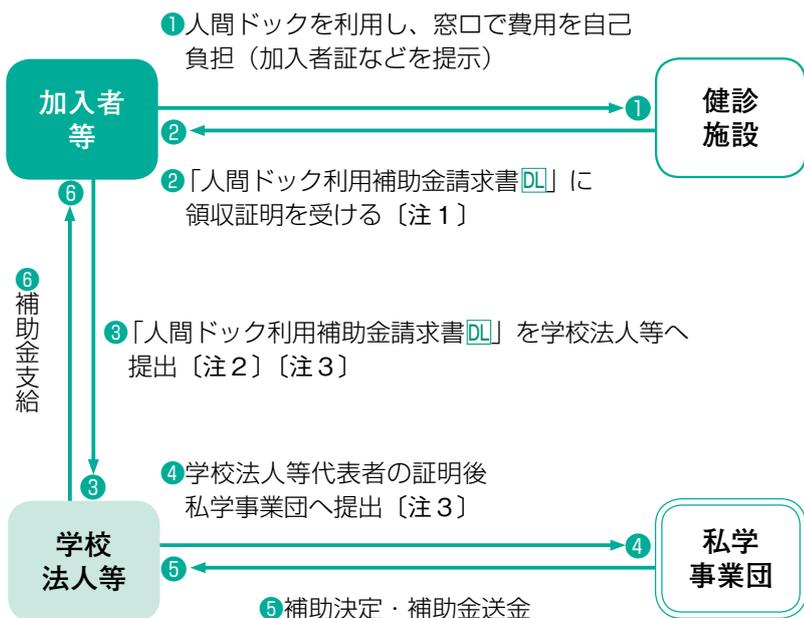
人間ドック受診日において、**満35歳**以上の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者並びに75歳以上で引き続き勤務している教職員（被扶養

者を除きます）

●補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた**基準検査項目一覧表**の検査をすべて実施した人間ドックが対象となります。**検査項目が不足**

●請求方法



- 〔注1〕 領収証明を受けられない場合は、領収書(原本)を添付してください。
- 〔注2〕 任意継続加入者は、直接本事業団へ提出してください。補助金は原則1か月半から2か月で送金します。
- 〔注3〕 受診日に40歳(当該年度中に達する人を含みます)から74歳までの被扶養者及び任意継続加入者については、添付書類として「標準的な質問票DL」及び「人間ドックの検査結果(写し)」又は「健診結果記入票DL」(本事業団から送付する「特定健診元気ガイド」にも用紙があります)を必ず添付してください。なお、添付のない場合は、原則として返送となります。

していると補助の対象になりませんので、利用の際には、検査項目漏れのないようにあらかじめ健診施設に確認してください。

また、任意追加検査については同時に受診(「同日」に「同じ医療機関」での受診を指します)した場合のみ、補助対象となる検査もあります。基準検査・任意追加検査については『私学共済ブック2020・2021』(保健・宿泊編)19頁を参照してください。

なお、学校内の健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

人間ドック契約健診施設(下記参照)以外でも基準検査項目を満たす人間ドックであれば、補助の対象となります。

●補助金

消費税を除く利用料金の**50%相当額**を補助金として支給します。ただし、**補助限度額は2万5000円**となります。

●令和元年度からの見直し

元年度を初年度として、従来の毎年度補助から、**2年度に1回の補助**に見直されました。

元年度以降の利用補助に対し、補助を受けた翌年度が対象外となります。

(例) 元年度に補助を受けた場合、2年度は補助の対象外

人間ドックの利用補助に関しては私学共済ホームページをご利用ください

人間ドックの利用費用補助に関するページへのアクセス数が多くなっております。掲載場所をご紹介しますのでぜひ活用ください。

●人間ドックの利用費用補助事業の概要を知りたいとき

私学共済ホームページ「福祉事業」健康管理に役立つ▼人間ドックの利用費用補助(図参照)

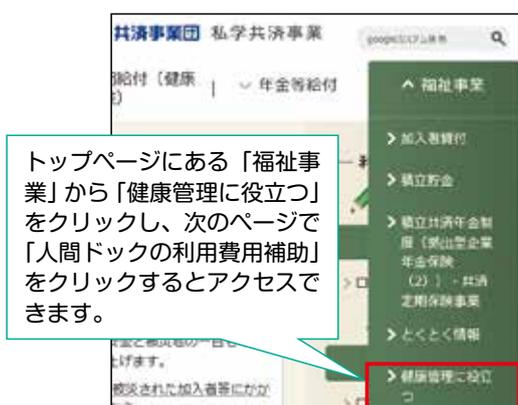
●人間ドック利用補助金請求書等をダウンロードしたいとき

私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」

●人間ドック契約健診施設を知りたいとき

私学共済ホームページ「加入者用ページ▼契約施設検索」

図 「人間ドックの利用費用補助」の掲載場所



共済定期保険後期募集のご案内(学校加入コース)
 福祉部 保健課

「学校加入コース」は
 学校法人等の福利厚生制度に
 おすすめてです

学校加入コースは、学校法人等に所属する加入者が、業務中、業務外を問わず病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、24時間保障する制度です。学校法人等が保険料を負担し、死亡保険金は弔慰金・死亡退職金等として加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。学校法人等の福利厚生制度として活用できます。

保険料
 ・原則全額損金として処理できます。
 ・収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます(令和元年度配当率約47・90%)。

保障額
 ・10万円から300万円の10種類の中から選択できます。

・全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定すること

とができます。
 加入申込審査
 医師等による審査はなく、加入資格(告知内容)に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

加入申込期間(3年4月1日加入)
 2年11月2日～30日
 ※詳細は、10月中旬から下旬に発送する後期募集パンフレットをご覧ください。

厚生施設利用補助券等は有効期間の異なる2種類になっています
 福祉部 保健課
 令和2年5月に送付した『私学共済ブック2020・2021(保健・宿泊編)』には、厚生施設利用補助券、健康増進宿泊施設利用補助券をとり込んでいます。

今年度発行の分から、有効期間の異なる2年分をとり込んでいますので、使用の際は注意してください。また、再発行はできませんので紛失に注意してください。

有効期間
 ・2年6月1日～3年3月31日
 ・3年4月1日～4月3月31日

宿泊所・保養所の年末年始の宿泊予約は10月1日からです
 施設部 管理課

申し込みの電話が集中するため、一時的につながりにくくなることがあります。あらかじめご了承ください。
 ※子ども料金の対象は、3歳以上小学生以下です。

※宿泊予約は、電話で各宿泊所・保養所に直接お申し込みください。
 ※金沢「兼六荘」の予約は、宿泊の1年前から受け付けを開始しています。

年末年始(12月31日～1月3日)の特別料金 (税込)

宿泊所・保養所名	電話番号	料金(1泊2食)	
		大人	子ども
湯河原 敷島館	0465(63)3755	17,900円	10,400円
箱根 対岳荘	0460(82)2094	17,500円	10,200円
鎌倉 あじさい荘	0467(22)3506	13,500円	9,000円
葉山 相洋閣	046(875)7300	15,500円	9,300円
金沢 兼六荘	076(232)1239	14,300円(ツインA) 12月31日～1月2日(3日間)	
志賀高原 やまゆり荘	0269(34)2102	9,500円	5,600円
軽井沢 すずかる荘	0267(45)7311	13,300円	7,800円
京都 白河院	075(761)0201	17,700円	10,500円

介護DVD等をご利用ください
 福祉部 保健課

私学事業団では、介護に関するビデオやDVDを無料で貸し出ししています。
 貸し出しビデオ・DVD
 ①「DVDブック 新しい介護 基本のき」(DVD5枚セット)
 ②「在宅介護教室」(ビデオ全5巻又はDVD1枚)
 ③「すこやかシルバー介護」(ビデオ全8巻)
 ④「在宅介護の基礎と実践」(DVD全10枚)

詳しくは、私学共済ホームページ(福祉事業)とくく情報をご覧ください。

申し込み方法
 「介護DVD等借入申込書DL」に必要事項を記入のうえ、各ガーデンパレス共済業務課へ申し込んでください。

※申込書は私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)からダウンロードできます。
 なお、返却にかかる送料は実費負担となります。

私学共済ホームページをご活用ください

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページでは私学共済制度に関するさまざまな情報を掲載しています。また、緊急時や災害時にかかる対応も、随時お知らせしていますので、ぜひご活用ください。



1 私学共済制度の内容を知りたいとき

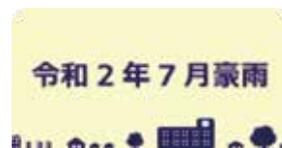
資格、短期給付、年金等給付、福祉事業を知りたいときはこちらをクリック。マウスを当てるとそれぞれのコーナーの内容が表示されます。

2 きょうさいトピックス

私学共済制度に関するトピックスを掲載しています。

3 注目コンテンツ

特に知っておいていただきたい情報はこちら。現在、「令和2年7月豪雨への対応」を掲載していますのでご活用ください。



共済業務

4 事務担当者用ページ

共済業務の事務に関する情報を掲載しています。

●共済業務スケジュール

事務担当者用の手続きに関するスケジュールと概要及びQ&A等

●事務担当者の基礎知識

各種手続きにかかる標準処理期間、新しく加入者になる皆さんへ、退職される皆さんへ等

●資格関係

資格取得報告等の電子媒体での申請、学校法人等において発行する療養資格証明書、各種Q&A等

●年金関係

老齢・退職の年金の請求案内

●福祉事業関係

特定健康診査・特定保健指導、私学健康経営支援サイト等

●私学共済制度の刊行物

事務の手引、事務担当者連絡会・研修会テキスト等

※ログインに必要なユーザー名及びパスワードは本誌18頁を参照してください。

5 加入者用ページ

加入者の皆様に役立つ情報を掲載しています。

●私学共済制度の概要等

資格取得からの手続きフロー、新規加入者向け・退職者向けの案内リーフレット

●私学共済制度の刊行物

加入者向広報「レター」、私学共済ブック等

●福祉事業のご案内

契約施設検索、メンタルヘルス等健康相談サービス、各種割引事業、郵送検診等

※ログイン方法は『私学共済ブック2020・2021〔保健・宿泊編〕』又は最新の加入者向広報「レター」を参照してください。

6 様式用紙等のダウンロード

各種手続きの際に使用する様式用紙等の一部(本誌でDMマークが付いている用紙)がダウンロードできます。

アクセスはこちらから

URL : <https://www.shigakukyosai.jp/>



私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>
 助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm
 共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の後期募集が始まります
申込受付期間 9月28日(月)～10月23日(金)

新たに積立貯金の加入を希望する場合、又はすでに加入している人で、積立金額の変更や中断をしている積み立ての復活を希望する場合は、上記の申込受付期間内に書類を提出してください。

- **制度のあらまし**
 - **利率** 年0.25% (半年複利)
 - ※今後、金融情勢の変動等により変更する場合があります。
 - **積立金額単位** 1,000円単位
 - **積み立て方法**
 - ①定時積立金 毎月の給与から積み立て
 - ②臨時積立金 年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から積み立て
 - ※臨時積立金のみ積み立てはできません。
 - **今回の申し込みによる積み立て開始**
 - 11月の給与から ※払込期限は12月10日(木)

- **申し込み方法**

次の所定用紙で申し込んでください。

 - **新規加入** 「貯金加入申込書」
 - **積立金額の変更** 「積立金変更申込書」
 - **積立貯金の復活** 「積立中断・復活届書」

加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申込受付期間内に提出してください。

提出締め切り日：10月23日(金) 私学事業団必着

- **送付先 (積立貯金書類専用)**
 〒101-8709 日本郵便株式会社 神田郵便局 私書箱第103号
 私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係
【福祉部 保健課】

アイリスプランの募集

私学事業団では、教職員生涯福祉財団と提携して教職員の経済生活支援事業「アイリスプラン」を実施しています。詳しくは9月上旬に学校法人等に送付する募集パンフレットをご覧ください。

- **専用フリーダイヤル** ☎0120(844)022
 受付 月～金曜日(祝日は除きます)
 時間 9時～17時15分
【福祉部 保健課】

**令和2年度 特定健康診査にかかる
 健診結果データの提出期限**

令和2年度の定期健康診断を実施した学校法人等は、特定健康診査にかかる健診結果データを取りまとめ、**9月30日(水)**までに提出してください。

提出の際は、事務の効率化と記載不備防止のため、私学事業団のフォーマットによるデータ作成にご協力くださるようお願いいたします。

詳しくは、7月下旬に送付した事務担当者用「特定健診・特定保健指導元気ガイド」6～14頁をご覧ください。私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ▶福祉事業関係▶特定健康診査・特定保健指導〕にも掲載しています。



【福祉部 保健課】

9月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 8月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
23日(水)	貯金 送金 貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金等 8月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貯金 後期加入申し込み開始 貸付 9月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(水)	掛金等 8月分納期限 特健 特定健康診査にかかる健診結果データの提出期限(第1回目) 貸付 10月22日送金申し込み締め切り

10月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 9月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

委員就任のお知らせ

◆運営審議会

令和2年8月1日付

新任 佐藤 東洋士

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和2年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び8月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
 - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について(令和2年9月分)〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

私学事業団の刊行物案内『^{こんにち}今日の私学財政』

- 『令和元年度版 大学・短期大学編』(冊子+CD-ROM)
令和元年12月刊行 A4判661頁 8,250円(税込み)
- 『令和元年度版 高等学校・中学校・小学校編』(CD-ROM)
令和2年1月刊行 2,343円(税込み)

- 『平成30年度版 幼稚園・特別支援学校編』(冊子)
令和元年8月刊行 A4判248頁 2,037円(税込み)
- 『平成30年度版 専修学校・各種学校編』(冊子)
令和元年8月刊行 A4判285頁 2,037円(税込み)
NPO法人学校経理研究会を通じて購入できますので、購入を希望される方は、NPO法人学校経理研究会(☎03(3239)7903・Eメール gaku@keiriken.net)に直接お問い合わせください。

令和2年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供を行っています。経営相談、財務分析、会計処理、講師派遣など幅広いサービスを行っていますのでご利用ください。

●主なサービスの内容

・財務分析等のデータ提供

① 大学法人から小学校法人が直接、データや分析資料等を出力閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています。

※ご利用には、私学事業団が発行する電子認証が必要です。

② 学校法人からの依頼に応じて資料を作成・提供しています。

・会計処理等の相談

会計処理や実務上の取り扱い等の質問にお答えしています。

・学校法人等が主催する研修会への講師派遣

本センターの職員を講師として派遣しています。

・各種セミナーの開催

学校経営等に関するセミナーを開催しています。

・経営相談

詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供〕をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848(会計相談)

7839(データ提供)

7839(講師派遣)

7849~7851(セミナー)

Eメール center@shigaku.go.jp

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7826・7828(経営相談)

Eメール shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内



加入者の予約は公式ホームページからの予約が断然お得です！

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122(代表)
 JR「広島」駅新幹線口から徒歩5分
<https://www.hotelgp-hiroshima.com/>

しばらく ゆうなぎ 暫「夕風」プラン



灘・伏見と並ぶ銘醸地として有名である東広島・安芸西条。食欲の秋、肌寒くなる冬は、日本酒をお供に酒処・安芸西条を散策してみてもいかがでしょうか。

1泊2食(2名1室/1名様) **9,500円**
 取扱期間：通年



西条本町歴史広場

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
 JR「軽井沢」駅から、しなの鉄道「中軽井沢」駅南口から、徒歩10分

紅葉プラン

和食会席で旬の食材をお楽しみいただくプランです。一足早い秋を迎える軽井沢で、鮮やかな紅葉に包まれたひとときを過ごしませんか。

1泊2食(2名1室/1名様) **9,600円**
 取扱期間：令和2年9月1日～11月30日
 ※1名1室でご利用の場合、500円の割り増しとなります。



雲場池の紅葉

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

災害復旧事業に対する融資制度について

私学事業団では、被災された学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のための支援策として、災害復旧事業に対する低利融資制度を設けています。

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

◆ 融資条件 (令和2年8月現在)

融資費目	対象となる事業	返済期間 (据置年数含む)	融資金利 年%
災害復旧費 (特別災害)	激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業(施設・設備等の原形復旧)	25年以内	0.30
災害復旧費 (一般災害)	特別災害以外の災害復旧事業(施設・設備等の原形復旧)	20年以内	0.30
教育環境整備費 (災害復旧経営資金)	激甚災害(本激)により被災し、被害の程度の著しい学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金	7年以内	0.001

※本事業団の借入金の償還金(利息、延滞金を含みます)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

■ 主な事業と融資金利 (令和2年8月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	0.80	0.60	0.307	0.403
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.70	0.407	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.307	(5.5年以内) 0.303

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象なりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868
 Eメール yushi@shigaku.go.jp